

第3回リニア発生土置き場計画審議会 議事の振り返り

御嵩町 1/14

日 時：令和5年12月17日（日）13：30～16：00

会 場：御嵩町役場北庁舎3階大会議室

出 席：13名（欠席2名：梅内委員、杉本委員）

○ 町からの説明、質疑応答について

○第2回審議会で求められた事項について町から説明

- ・リニア建設発生土の活用受入検討候補地（県内62箇所）の状況
- ・町内における選定基準（面積1ha以上の山林等）を満たす町有地
- ・要対策土の健康への影響に係る設定基準と近隣地での測定結果

○主な委員意見

- ・六価クロムの基準値をわずかに超過した場所があるとのことだが、この場所ではトンネルの吹付工事におけるコンクリートと有機物が反応した結果ではないか。反応が進めば無害の三価クロムになると思うが、確認されたい。（吉田委員）
- ・要対策土の健康への影響に係る設定基準は健常者を基にしており、持病等で健康に害を及ぼす者もいるのだから、殊更に強調しないでほしい。（小栗委員）
- ・JR東海が坑口付近を選んで進めることに理解しなくもないが、町が他の場所を確認する主体的な姿勢が見られないことを残念に思う。（小栗委員）
- ・JR東海には要対策土の対策委員会を設けなければならない法的な制約はないと思うが、確認されたい。（鈴木委員）

○ 要対策土について

○主な委員意見

- ・要対策土と健全土の処分に関わるマトリックス表を作成し、考え得る解決策を7つのパターンに分けて整理したので提出するが、それぞれ制約条件と可能性条件を付した。審議会では実現可能性やエビデンスを無視した主張では審議が進まない。JR東海への新たな提案という意味で、埋立てをやめて処理施設に持っていくのも代替案の一つである。（杉本委員・書面）
- ・JR東海は、コストが高い、処理施設の容量が無い、みな埋立て処分していると主張しているが、検証したところ事実と反する。JR東海の要対策土「土捨て場」計画は無謀で無茶な計画である。（杉本委員・書面）
- ・可児市の事例から、自然由来の重金属で基準値の超過はわずかかもしれないが、水質汚染の危険度は大きいため、軽く考えてはいけない。（鈴木委員）
- ・処理方法が無い訳でない。海洋埋立てに持っていく、工場で無害化処理する、JR東海自体が無害化のプラントを作り処理することもできることから、現計画の受入れに反対する。（鈴木委員）
- ・リスクがゼロにならない以上、事業者と町、町民が十分に情報を理解し議論した上で、リスクの受入れは主体的に判断されるべき。不安を感じる人がいるならそういったリスクコミュニケーションや環境権を享受されていない状態と思われるため、受け入れるべ

きでない。(富田委員)

- ・サンプリングの検査頻度が安心できないし、試験検体を混合して検査する方法は精度が下がると思われるため根本的な見直しを求めたい。他所に持っていく、何処かに置くというのは問題かと思うため、無害化処理の工場に搬出するのが最善と考える。

(岡本委員)

- ・要対策土の盛土は二次利用が不可能であり、用途に発展性がない。(岡本委員)
- ・和歌山県のトンネル工事の事例では要対策土の処理費が膨らみ、工事が打ち切られたとのこと。要対策土はそれくらいインパクトがある問題だと伝えたい。(佐賀委員)
- ・生物多様性国家戦略の取組みとは逆の行為をしようとしているのではないかと思う。重要湿地の土地に要対策土で埋立てすることは反対である。(能登委員)
- ・要対策土の検査体制は1,500 m³に1回という岐阜県より厳しい基準であるので、良いことだと思う。県に確認したところ、今の基準で問題が生じたことは聞いたことが無いとのことであり、県の検査体制より厳しいものを否定することは、県を否定するのかわかれるだけだと思う。(吉田委員)
- ・検査の方法、回数については意見無いが、精度を上げる意味では、地層境界や破碎帯、変質層、変色や周囲より脆弱なところは重点的に検査した方が良い。また、初めから粉々に砕けて2mm以下のものをサンプルにすると良いのではないか。(吉田委員)
- ・サンプリングの箇所数を多くすれば良いというわけではない。絶対はないので、精度を高くしていくという提案をしていくのが良い。(吉田委員)
- ・重金属の含有量が少ないから良いということも100%理解はできない。要対策土は未来永劫に汚染対策が必要な土壌であること、二重遮水シートによる封じ込め工法が要対策土を未来永劫に封じ込めることができるのか、といった視点から、地元の理解が得られなければ持ち出すことで何ら問題ないと思う。(瀬瀬委員)
- ・発生土の有効活用を目指した候補地としてJR東海に情報提供した候補地A・Bであったが、要対策土が含まれている前提でこの話は来ていないことも論点の一つとして重要な点である。(三井会長)
- ・要対策土は無害化すれば別に問題ないとも思うが、受入れしない方が良いのではないか。ただし、発生土を仕分けする置き場所として要対策土を何処かに置かなければならないと思うが、後でそれも駄目となるとまた揉めるのではないか。(田中委員)

○ 要対策土に係る答申の方向性について

○方向性

- ・他市と同じように、処理施設や海洋埋立て等による処理を求めることを協議方針とする。要対策土の検査方法自体は一定程度しっかりされているが、プラスアルファに関する検査方法(精度向上)についてもJR東海に改めて要望する。(全委員賛同)

○理由

- ・どれだけ安全と言われても住民の不安感が払しょくできないこと
- ・候補地を情報提供する時点で、要対策土に関する認識がなかったこと
- ・他市で他に持ち出している事例がある限り、本町でも受け入れがたいこと

○ 次回審議会のテーマについて

○決定事項

- ・(防災面での) 盛土の安全性について議論する。
- ・盛土に対する各委員の意見、提案を事前に取りまとめる。
- ・発生土の受入れに対する各委員の選択肢提案を事前に取りまとめる。
- ・盛土に対する各委員の質問は、精査の上 J R 東海に回答を求める。
- ・盛土の安全性について J R 東海に説明を求める。

○ 次回以降の確認事項について

○確認事項

- ・審議会の方向性として、要対策土の候補地 B への搬入は受け入れがたく、処理施設や海洋埋立て等による処理を求めることに結論付けたことを J R 東海に伝達する。その上で、要対策土の仕分けから搬出の作業工程、一時置き場又は仮置き場の必要性(場所、期間、保管量及び方法)の説明を J R 東海に求める。
- ・自然環境に関する調査結果の提供及び説明を J R 東海に求める。

○決定事項

- ・重要湿地、自然環境に対する各委員の報告資料があれば事前に取りまとめる。

○主な委員意見

- ・要対策土を検査して、やむなく他所に持ち出すための必要期間となればよいが、そうでなければ2～3年も置いておくことは受け入れられない。(瀨瀨委員)
- ・安心できる方法で要対策土は仮置きされるのか J R 東海に説明を求めたい。(小栗委員)
- ・ J R 東海から希少種を含めて、何処まで調査しているのか結果が示されていない。サンバでいう飛翔図など当然やっているはずだが何も出ておらず、審議に支障が出かねない。(大畑委員)